

# 福岡市議会における議会活性化の概要

## 第1 議会活性化推進会議の設置

### 1 議会活性化会議の目的（第1次・第2次共通）

議会活性化推進会議は、地方分権の進展に伴い、地方議会が果たすべき役割の重要性が飛躍的に高まっていることにかんがみ、本市議会における政策立案機能及び行政監視機能並びにこれらを補佐する議会事務局の補佐機能の一層の強化を図るとともに、市民に開かれたより透明性の高い議会運営を確立するため、本市議会の諸課題について広範かつ詳細な検討を行うこととされました。

### 2 構成

議会活性化推進会議の定数は、自由民主党福岡市議団及び公明党福岡市議団から各2名、その他の交渉会派（所属議員4人以上の会派）から各1名とし、非交渉会派から各1名のオブザーバーの参加が認められています。

役員として、自由民主党福岡市議団からの2名のうち1名が座長、公明党福岡市議団からの2名のうち1名が副座長とされています。

### 3 設置の経緯

#### (1) 第1次議会活性化推進会議

議長に対する会派からの議会制度改革の推進に関する申入れを契機として、代表者会議において、検討組織の設置の意義や既存の機関との関係、協議事項、構成などについての協議が重ねられた結果、平成17年7月に、議会活性化推進会議が設置されました。同会議は協議事項とされた26項目のうち、18項目（「本会議のモニター・インターネット放映の実施」、「市議会ホームページのリニューアル」、「外郭団体に対する議会の調査権の強化」など）について結論を得て、平成19年3月に議長に報告書を提出した後、同年4月実施の市議会議員選挙に伴い、いったん、その活動を終えています。このため、後述の改選後の同会議と区別するために、改選前の同会議を「第1次議会活性化推進会議」と呼んでいます。

同会議の活動については、協議により得られた結論についてはもちろんですが、市議会すべての会派が市議会の活性化という共通の目的に向けて22回にわたる協議を重ね、報告書をまとめることができたこと自体も本市議会の活性化にとって大きな意義がありました。

#### (2) 第2次議会活性化推進会議

平成19年5月の市議会議員の改選後も、再度、同会議を設置しようとする気運が高まり、代表者会議における協議を経て、同年6月に、あらためて議会活性化推進会議が設置されました。この改選後の同会議を「第2次議会活性化推進会議」と呼んでいます。

同会議は、平成 21 年 4 月までに 22 回にわたる協議を重ね、13 項目の協議事項のうち、3 項目（「各常任委員会室の音声傍聴の実施等」、「区役所におけるモニター放映の実施」、「会議出席費用弁償の見直し」）について結論を得るに至ったところ、「当面 2 年間」とされた設置期間の満了を同年 6 月に迎えることになったため、これに先立ち、同年 5 月、協議の状況を取りまとめた中間報告書を議長に提出しております。

その後、平成 21 年 9 月の代表者会議において、同会議の設置期間の延長が決定され、延長後、協議事項とされた 4 項目について、精力的に協議を行い、協議事項全てについて一定の結論を得るに至り、かつ、本市議会の議員の任期の満了時期も近づいてきたため、これまで計 10 回にわたる協議を重ねて得られた結果を取りまとめ、平成 23 年 3 月 25 日に議会活性化推進会議報告書を議長に提出しております。

#### **4 協議事項**

##### **(1) 第 1 次議会活性化推進会議**

会議の当初の協議事項は、代表者会議において議長から提示があった 17 項目とするとともに、新たに協議事項を追加する場合には、事前に代表者会議に諮って決定することとされました。なお、最終的に 26 項目の事項が協議されました。

##### **(2) 第 2 次議会活性化推進会議**

協議事項については代表者会議で決定し、追加する場合には、事前に代表者会議に諮ることとされました。当初、13 項目の事項が協議されました。

平成 21 年 9 月の設置期間の延長の決定の際、協議事項が見直され、現在、4 項目を協議事項としております。

#### **5 協議結果の取扱い（第 1 次・第 2 次共通）**

議会活性化推進会議における協議結果については、議長に報告の上、代表者会議及び議会運営等に関する事項については議会運営委員会の了承を経て実施しています。

## 第2 議会活性化推進会議での協議事項と実施項目

### 1 第1次議会活性化推進会議（平成17年7月～平成19年3月）

番号	協議事項	実施時期
1	議員研修会の実施	議長において必要と認める場合に実施。(平成19年8月に福岡県市議会議長会研修会を実施)
2	議会のIT化促進	
9	議員配付資料の見直し(議会事務局が作成している当初予算資料, 決算資料等)の見直しと新たな配付資料の検討, 会議録の議員配付の見直しなど)	・議員配付資料の配付方法の見直しについては19年度から実施済 ・議員への情報提供システムについては平成19年度から稼働済
3	3つの協議会(文化・スポーツ振興推進協議会, 大都市税財政制度確立推進協議会, 九州大学移転対策協議会)の廃止も含めた見直し	・常任委員会の数や所管の見直しについては報告済
19	特別委員会の設置の見直し	・その他については, 結論を得るに至らなかった。
20	常任委員会の数や所管の見直し	
21	常任委員会・特別委員会・協議会の一体的な見直し	
4	外郭団体に対する議会の調査権の強化	
5	閉会中の常任委員会の調査の在り方(所管事務調査の対象団体の拡大, 所管局の事務調査の実施など)	平成18年第3回定例会から実施済
6	区長の議会出席の在り方	結論を得るに至らなかった
7	請願審査の在り方	各委員会において適宜実施済
8	発言時間の残時間表示計の設置	結論を得るに至らなかった
10	本会議のモニター・インターネット放映	・1階ロビーにおけるモニター放映については平成18年第1回定例会から実施。(なお, 第2次活性化会議の番号9を参照) ・インターネット放映については平成19年9月定例会から実施
11	市議会ホームページの充実	平成19年2月から新ホームページ稼働
12	委員会における録音設備の導入	平成18年4月から各委員会において適宜実施済
13	傍聴者(聴覚障がい者)向け手話通訳者の手配制度の充実	平成18年第1回定例会から実施済
14	傍聴者に対する資料配付の検討	平成18年第1回定例会から実施済
15	通告制をとる特別委員会の記録への発言者名掲載	平成18年第1回定例会中に開かれた平成18年度条例予算特別委員会から実施済
16	議会棟の在り方	結論を得るに至らなかった

17	政務調査費, 個人出張, 海外出張, 委員会出張, 費用弁償などの在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議出席費用弁償の減額(12,000円から10,000円に減額)については平成18年度から減額。(なお, <b>第2次活性化会議の番号11を参照</b>)</li> <li>・会派交付分の政務調査費の領収書の写しの公開については平成18年度交付分から実施済(さらに, 代表者会議の協議により, 平成20年度からは全ての領収証の写しの公開を実施済)</li> <li>・特別委員会及び協議会の出張の在り方の見直しについては平成19年度から実施済</li> </ul>
18	正副委員長の任期・権限・待遇の見直し	結論を得るに至らなかった
22	委員会傍聴者対応の見直し(傍聴席の数の増加, 傍聴できない者向けのモニター放映の実施, 採決時退室の廃止)	結論を得るに至らなかった(なお, <b>第2次活性化会議の番号8を参照</b> )
23	附属機関・任意団体の委員就任の見直し	結論を得るに至らなかった
24	交渉会派・非交渉会派の在り方の見直し	結論を得るに至らなかった
25	議決事件の拡大の研究・検討	結論を得るに至らなかった
26	市議会議員選挙における選挙公報の実施	平成19年4月の一般選挙から実施済

## 2 第2次議会活性化推進会議

### (1) 第2次議会活性化推進会議（延長前・平成19年6月～平成21年5月）

番号	協議事項	実施時期
1	議会基本条例（仮称）の制定	結論を得るに至らなかった（延長後も引き続き協議）
2	議員任期開始日の見直しによる事務の合理化	結論を得るに至らなかった
3	正副委員長及び監査委員の就任期間・権限・待遇等の見直し	結論を得るに至らなかった
4	区長の議会出席の在り方の見直し	結論を得るに至らなかった
5	発言時間の残時間表示計の設置	結論を得るに至らなかった（延長後も引き続き協議）
6	議会棟の在り方の見直し	結論を得るに至らなかった
7	附属機関・任意団体の委員就任の見直し	結論を得るに至らなかった
8	委員会傍聴者対応の見直し（許可を要しないこととすること、傍聴席の数の増加、傍聴できない者向けのモニター放映の実施、採決時退室の廃止）	①各常任委員会の音声を別室で聞けるような設備を整えることを決定済 ②各常任委員長の裁量により1～2席の範囲で傍聴席をふやす取り扱いを平成21年6月議会より実施済
9	議会のモニター・インターネット放映の拡大	区役所におけるモニター放映を平成20年12月議会から実施済
10	委員会記録の発言者名掲載の見直し	結論を得るに至らなかった
11	議会出席費用弁償の廃止を含めた見直し	平成20年度から距離制を導入し、大幅に減額
12	交渉会派・非交渉会派の在り方の見直し	結論を得るに至らなかった
13	議決事件の拡大	結論を得るに至らなかった

※番号3～13は第1次議会活性化推進会議から引き続き協議事項

(2) 第2次議会活性化推進会議（延長後・平成21年10月～平成23年3月）

番号	協議事項	実施時期
1	議会基本条例（仮称）の検討	今期の活性化推進会議では「議会基本条例の制定」や「議会基本条例の各規定項目についての是非」について結論付けることはしないことで一致し、各委員から基本条例に対する意見や課題が述べられた。概ね、検討を継続していいとの意見が大勢であった。
2	発言時間の残時間表示計の設置等	<b>結論を得るに至らなかった</b>
3	議会の公開性・透明性を高める取り組みの拡大（議会放映の拡大・市議会ホームページの掲載事項の拡大等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会放映の拡大（区出張所での放映）については平成23年度から実施予定</li> <li>・議案等のホームページ掲載については平成22年第4回定例会から実施済</li> <li>・議案に対する賛否状況のホームページ等掲載については平成22年第4回定例会から実施済</li> <li>・議場議席図のホームページ掲載及び傍聴席入口横への掲示については平成22年9月から実施済</li> </ul>
4	議会棟のバリアフリー化（障がいのある傍聴者・議員、乳幼児連れの傍聴者への対応等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者補助犬の傍聴入場規制の改正等については、平成23年2月から実施済</li> <li>※下記の項目については今後実施予定</li> <li>・親子傍聴室の設置</li> <li>・車いす傍聴席の拡張</li> <li>・議会棟の点字案内板及び点字ブロックの設置</li> <li>・議場内のバリアフリー化の検討</li> </ul>